

広情個審第67号

令和3年2月3日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年1月9日付け広施恵第294号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第323号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和2年1月9日付け広施恵第294号の諮問事案（諮問第323号事案）

令和元年8月18日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年10月2日付け広施恵第211号で行った公文書部分開示決定に対する同年11月15日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）のうち、別表に掲げる部分は開示すべきである。

なお、その他の不開示とした情報について、不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等及び口頭意見陳述における主な主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が請求人に対して行った本件部分開示決定を取り消し、真に非開示とすべき部分を除いて開示するとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 部分開示文書は、①市長説明に際して作成された文書、及び②市長説明の議事録であり、②には③地元町内会連合会への回答、及び④地元住民への配布文書が資料として添付されている。添付の③及び④は全面開示であり、①及び②は大部分が黒塗りである。

イ 条例の規定は「原則開示」である。非開示理由には、当然のように「支障を及ぼすおそれがある」と記載されているが、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものである必要があり、「おそれ」の程度も、抽象的な可能性では足りず法的保護に値する蓋然性が求められているのであるから、黒塗りとされている部分が必ずしも非開示に該当する部分に一致していないのではないかとの疑念を払しょくすることができない。

ウ ①のうち「恵下埋立地（仮称）整備事業の進捗状況と今後の進め方について」では、住民説明会で出た「主な意見、質問等」、今後の進め方の「方針案」及びその「説明」部分が黒塗りである。

しかし、公開で行われた住民説明会で出た意見等の要点をまとめて記載しているであろう「主

な意見、質問等」欄は、果たして全部黒塗りが妥当なのか。それは、発言の逐語記録のように、個人の名前を伏してもその話しぶりから個人が特定できるというようなものではないし、その意見や質問を開示すると事務事業の遂行に支障をおよぼす蓋然性があるという性格のものでもない、と考えるのが社会一般人の考えではないだろうか。

今後の進め方の「方針」欄やその「説明」欄は、果たして全部黒塗りが妥当なのか。この市長説明は平成28年5月23日に行われている。その文書の開示を求めて請求したのは令和元年8月18日である。開示請求の段階では用地取得は終わっているし、今後の事業スケジュールなど、当時は予定で未確定情報であったとしても、開示請求時点では確定情報となっており、事務事業の執行の経緯を説明する上からも、開示して「説明責任」を果たすべき性格のものではないかと推量されるのである。

エ ②のうち「市長説明結果」もほとんど黒塗りである。しかし、この議事録も、事務事業の執行の経緯を説明する内容のものであり、「説明責任」を果たす上から、開示してしかるべきと思われる。そもそも、「市長への説明」は「市民への説明」と同義であり、市民に隠し立てするものではないと請求人は考えている。

その議事録の内容どおりに執行されているかいないかに関わらず、開示請求時点では既に未確定情報ではなくなっており、開示しても実質的な支障もその法的保護に値する蓋然性も見いだせない内容が含まれていると思料するのは当然ではないだろうか。

オ 個人の氏名等で特定の個人を識別できるものについては不開示で異論ないが、通知書にはなかった「個人の権利利益を害するおそれがある情報」が追加されていることについては、その理由を記載する必要があると考える。

カ 公務員が行っている業務は、公務員が所属する団体のためではなく、市民全体に対する業務であるから、広島市役所の利益が優先されるのではなく、常に公正な立場で判断し、法令に忠実に業務を遂行しなければならない。

請求人は、本件開示文書の不開示部分は、広島市が、条例を適正に運用して、誠実に誠心誠意市民のために業務を遂行した結果であるのか、疑問を感じている。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述における主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 本件部分開示決定において不開示とした部分は、①個人の氏名や個人の意見・発言内容等で、公にすることにより、特定の個人を識別できたり、個人の権利利益を害するおそれがある情報、及び②市の事務事業に関する未確定情報等で、公にすることにより、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報、の2点である。
- (2) 対象文書である市長説明資料は、恵下埋立地整備事業及び広島湯来線（天皇原工区）トンネル工事に係る厳しい現況等について、市長に率直に報告するものであったため、当該事業に係る特定個人の名前や当該事業に対する特定個人の意見・発言内容等を、そのまま表記した部分があり、

市長説明の結果をまとめた議事録にも同様の表記がある。

- (3) これらが公になれば、特定個人が識別され、また、その発言内容等が明らかになることによって、当該特定個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例の規定に基づき不開示としたものである。
- (4) また、市長説明資料には、厳しい状況を踏まえた上で、事業を何とか進展させるために事務方が検討した今後の方針案等を記載しており、議事録には、それらを基に、市長と事務方が率直に交わした議論を記載している。整備事業には様々な意見があり、用地取得に係る協議等、地元関係者との調整には大変に配慮しているところ、今後どのように事業を進めていくかという戦略的な部分が公になることにより、事業の進捗に影響があると考えられる。
- (5) これらは、今後、市として考えられる対応、及びそれに対する関係者の反応等について、さまざまな可能性を検討した、未確定情報を含む市の内部検討情報である。これらの情報が公になれば、未確定情報等によりいたずらに地元住民等に誤解を与える、利害関係者からあらぬ追及等を受けるといった事業の進捗に影響を与えるおそれがあり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという実施機関の主張は妥当である。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件公文書の不開示情報について

当審査会が見分したところ、本件開示請求に対して開示しないこととした部分（以下「本件不開示部分」という。）は、①個人の氏名等、②意見調整内容等である。

なお、本件不開示部分のうち①については請求人から特に主張がなく、実施機関の判断は妥当と考えられることから、②の該当性について検討する。

(2) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は「市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより（略）市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする」と定め、条例第3条は「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める市民の権利を十分に尊重（略）しなければならない」としている（第3条）。

(3) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第3号は、不開示情報として、「市の機関又は国等（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

前記(2)の条例の理念に照らせば、ここにいう「支障」については、名目的なものでは足りず、実

質的なものであることが必要であり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性が求められると解される。

(4) 条例第7条第3号の該当性について

ア 実施機関は、本件不開示部分について、検討内容及び今後の事業方針については、未確定情報を含む実施機関の内部協議過程の情報であり、今後、市として考えられる対応及びそれに対する関係者の反応等について様々な可能性を検討した情報であることから、これらの情報が公になれば、未確定情報等により地元住民等に誤解を与える、事業着手以降築いてきた良好な信頼関係を失い、情報収集や意見交換に支障が生じる、整備事業に様々な意見がある中、事業推進に関する戦略的な情報が公になることにより事前に対策を取られる等、今後の事業の進捗に影響を与え、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

イ 当審査会が見分したところ、本件不開示部分は、恵下埋立地（仮称）整備事業に関する市長説明資料とその議事概要を記載した情報であり、実施機関が市長へ政策判断を諮るために作成された、地元住民の状況、要望、事業の課題、検討内容及び今後の事業方針等、未確定情報を含む事業推進に関する詳細な内容が記載されたものであると認められる。

ウ また、当審査会が本件不開示部分に関連する資料を見分したところ、恵下埋立地（仮称）整備事業は、対象公文書が作成された平成28年度から本件開示請求があった時点に至るまで、継続的に、秘匿を条件に地元住民との意見交換を行いながら、令和4年度の供用開始を目指して事業を進めていること、及び事業推進については地元住民の間に様々な意見があることが認められる。

エ こうしたことから、本件不開示部分を公にすることにより、地元住民の信頼を失い、今後、事業推進に向けた協力が得られなくなる、事前に事業の推進を妨げる行為が行われる等、今後の事業の進捗に影響を与え、事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的な蓋然性があると認められる。

オ なお、別表に掲げる部分に記載された情報は、市議会に特定団体から請願が提出されたという事実と、市議会でのどのような答弁を行ったかという事実を記載したものであり、これらを公にすることによって実施機関の事務に支障が生じるとは考えられないことから、開示すべきである。

カ 以上のことから、本件不開示部分については、別表に掲げる部分は開示すべきである。

なお、その他の不開示とした情報については、条例第7条第3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

区 分	開示すべき部分
市長説明結果	2 ページ 7 行目、9 行目 1 文字目から 2 2 文字目まで。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 2 ・ 1 ・ 9	広施恵第294号の諮問を受理 (諮問第323号で受理)
R 2 ・ 8 ・ 1 8 (第1回審査会)	第3部会で審議
R 2 ・ 9 ・ 1 5 (第2回審査会)	第3部会で審議
R 2 . 1 0 . 2 0 (第3回審査会)	第3部会で審議
R 2 ・ 1 1 ・ 1 7 (第4回審査会)	第3部会で審議
R 2 ・ 1 2 ・ 1 5 (第5回審査会)	第3部会で審議
R 3 . 1 . 2 6 (第6回審査会)	第3部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
福 永 実 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
古 川 竜 彦	中国新聞社論説委員室副主幹
松 田 健之介	弁護士